

- 「第4回 鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」
- 「第4回 筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」

「3つの目的を満足できる統合案」を加えた
治水対策案の評価軸ごとの評価及び総合評価（案）について

平成25年5月9日

国土交通省 東北地方整備局
宮 城 県

【評価軸ごとの評価における治水対策案】

治水対策案の評価軸ごとの評価について、現計画及び概略評価で抽出された治水対策案の11案と併せて、洪水調節、新規利水(かんがい)、流水の正常な機能の維持の「3つの目的を満足できる統合案」を追加した12案の治水対策について、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている7つの評価軸により再評価を行った。

検討にあたり、

分類	概略評価 ケースNo.	概略評価で抽出する治水対策案 (実施内容)	新No.	評価軸ごとの評価における 治水対策案の名称
現計画(河川整備計画)	1	田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダム+築堤 及び河道掘削	①	田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダム案
3つの目的を満足できる統合した治水対策	—	—	⑫	3つの目的を満足できる統合案
I. 検証対象ダムの再編	2-1①	田川ダム及び洪水導水路+河道掘削	②	田川ダム及び洪水導水路+河道掘削案
	2-2①	筒砂子ダム+河道掘削	③	筒砂子ダム+河道掘削案
	2-2②	筒砂子ダム+田川流域から筒砂子ダムへの洪水導水 +河道掘削	④	筒砂子ダム規模拡大及び洪水導水路+河道掘削案
II. 既設ダムの活用と検証対象ダムの再編	3-3	既設漆沢ダムの容量振替(治水専用化)+筒砂子ダムかさ 上げ+河道掘削	⑤	筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案
IV. 河道改修による治水対策	5	全川にわたる掘削	⑥	河道掘削案
V. 新たな施設による治水対策	8-2	遊水地(2遊水地)+河道掘削 ※パブリックコメントの意見を踏まえ評価抽出	⑦	遊水地+河道掘削案
VII. 流域を中心とした治水対策	11	部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制 +河道掘削	⑧	二線堤+河道掘削案
	12	部分的に低い堤防の存置+宅地かさ上げ等+土地利用規制 +河道掘削	⑨	宅地かさ上げ+河道掘削案
VIII. I ~ VIの組合せ	15	既設漆沢ダムかさ上げ+部分的に低い堤防の存置 +宅地かさ上げ等+河道掘削	⑩	漆沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削案
	16	既設漆沢ダム容量振替(治水専用化)+筒砂子ダム(かさ上 げ)+雨水貯留・浸透施設及び水田等の保全 +河道掘削	⑪	筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編 +雨水貯留+水田等の保全案

と表現することとした。

※「樹木伐採」、「森林の保全」、「洪水の予測、情報の提供等」は全てに共通の方策。

評価結果については、以下、総括整理表のとおり。

鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討 総括整理表

治水対策案と 実施内容の概要	現計画(河川整備計画)	3つの目的を満足できる統合した治水対策	検証対象ダムの再編			既設ダムの活用と検証対象ダムの再編
	①	⑦	②	③	④	⑤
	田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダム案	3つの目的を満足できる統合案	田川ダム及び洪水導水路+河道掘削案	筒砂子ダム+河道掘削案	筒砂子ダム規模拡大及び洪水導水路+河道掘削案	筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案
評価軸と評価の考え方	<p>・鳴瀬川総合開発(田川ダム+洪水導水路) ・筒砂子ダム</p> <p>・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤</p>	<p>(統合・効率化) ・筒砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム(既設)の容量再編</p> <p>・鳴瀬川総合開発(田川ダム+洪水導水路) ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削</p> <p>・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤</p>	<p>・筒砂子ダム ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削</p> <p>・筒砂子ダム ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤</p>	<p>・筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削</p> <p>・筒砂子ダム ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤</p>	<p>・筒砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム(既設)の容量再編</p> <p>・筒砂子ダム ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤</p>	<p>筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案</p> <p>・筒砂子ダム ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤</p>
安全度 (被害軽減効果)	<p>●河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間ににおいては、河川整備計画において想定している目標流量を計画高水位以下で下流すことができる。</p> <p>・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間ににおいても河川整備計画で目標としている。戦後の代表洪水である昭和22年6月洪水が発生しても、家屋等浸水被害を発生させず下流させる。</p> <p>●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか</p> <p>【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。</p> <p>・田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダムの洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水から決められており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合においても、ダムによる洪水調節効果は田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダムの下流区間にて発揮する。</p> <p>・なお、田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダムは、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。</p> <p>【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河川の水位はほとんどどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。</p> <p>・田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダム(既設)との容量再編による洪水調節効果は、ダム流入量よりも放流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編による洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。</p> <p>【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。</p> <p>・局地的な大雨がダム上流域で発生した場合、田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダムの容量を上回るまでは洪水調節が可能である。</p> <p>・局地的大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超えて内水氾濫の危険性が高まる。</p>	<p>【河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間ににおいては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間ににおいても、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。</p> <p>・筒砂子ダムの洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水から決められており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合においても、ダムによる洪水調節効果は筒砂子ダムの下流区間にて発揮する。</p> <p>・なお、筒砂子ダムは、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。</p> <p>【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河川の水位はほとんどどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。</p> <p>・筒砂子ダムは、ダム流入量よりも放流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編による洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。</p> <p>【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。</p> <p>・局地的な大雨がダム上流域で発生した場合、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編による洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。</p>	<p>【河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間ににおいては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間ににおいても、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。</p> <p>・筒砂子ダム規模拡大及び洪水導水路の洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水から決められており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合においても、ダムによる洪水調節効果は筒砂子ダムの下流区間にて発揮する。</p> <p>・なお、筒砂子ダムは、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。</p> <p>【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河川の水位はほとんどどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。</p> <p>・筒砂子ダムは、ダム流入量よりも放流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編による洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。</p> <p>【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。</p> <p>・局地的な大雨がダム上流域で発生した場合、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編による洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。</p>	<p>【河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間ににおいては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間ににおいても、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。</p> <p>・筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編の洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水から決められており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合においても、ダムによる洪水調節効果は筒砂子ダムの下流区間にて発揮する。</p> <p>・なお、筒砂子ダムは、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。</p> <p>【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河川の水位はほとんどどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。</p> <p>・筒砂子ダムは、ダム流入量よりも放流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編による洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。</p> <p>【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。</p> <p>・局地的な大雨がダム上流域で発生した場合、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編による洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。</p>	<p>【河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間ににおいては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間ににおいても、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。</p> <p>【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。</p> <p>・筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編の洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水から決められており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合においても、ダムによる洪水調節効果は筒砂子ダムの下流区間にて発揮する。</p> <p>・なお、筒砂子ダムは、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。</p> <p>【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河川の水位はほとんどどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。</p> <p>・筒砂子ダムは、ダム流入量よりも放流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編による洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。</p> <p>【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。</p> <p>・局地的な大雨がダム上流域で発生した場合、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編による洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。</p>	

鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討 総括整理表

治水対策案と実施内容の概要	河道改修による治水対策	新たな施設による治水対策	流域を中心とした治水対策	組合せ	
	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	河道掘削案	遊水地+河道掘削案	二線堤+河道掘削案	宅地かさ上げ+河道掘削案	漆沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削案
評価軸と評価の考え方	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・遊水地(2遊水地) ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制 ・漆沢ダム(既設)かさ上げ ・部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制 ・漆沢ダム(既設)の容量再編 ・雨水貯留+浸透施設+水田等の保全	筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全案
安全性(被害軽減効果)	●河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか ・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。	・部分的に低い堤防の存置と二線堤の間の地域で水田等は浸水するが、宅地等は二線堤の整備を行うため浸水しない。 ・その他の河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。	・部分的に低い堤防の存置をする区間の背後地域で水田等は浸水するが、宅地等は宅地のかさ上げ+ピロティ建築等の整備を行うため浸水しない。 ・その他の河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・その他の河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間においては、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。
●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか	【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。	【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。	【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。	【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。	【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。
	・遊水地(2遊水地)の洪水調節計画は、河川整備計画レベルの洪水から決めることが想定しており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合、遊水地による洪水調節効果が完全には発揮されないことがある。また、遊水地内の水位は河道に連動するため、河道の水位が計画高水位を超えたら、遊水地内の水位も計画貯水位を超える。 ・なお、遊水地は、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。	・河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合、部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制による治水対策として想定した範囲を超過して浸水被害の発生の恐れが生じる。	・河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合、部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制による治水対策として想定した範囲を超過して浸水被害の発生の恐れが生じる。	・漆沢ダム(既設)かさ上げの洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水から決められており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合においても、ダムによる洪水調節効果は漆沢ダム(既設)かさ上げの下流区間ににおいて発揮する。 ・なお、漆沢ダム(既設)かさ上げは、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。	・簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編の洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水から決められており、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合においても、ダムによる洪水調節効果は簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編の下流区間ににおいて発揮する。 ・なお、簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編は、降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって下流河川への効果量が異なる。
	【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。	【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。	【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。	【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。	【河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水】 ・降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどどの区間で計画高水位を超える可能性がある(なお、水位が整備を想定している堤防高を一部超える区間がある)。
	【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。	【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。	【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。	【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。	【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは河川整備計画レベルの目標に対する安全度と同等の安全度を確保できる。
	・局地的大雨が遊水地(2遊水地)上流域で発生した場合、遊水地の容量を上回るまでは洪水調節が可能である。	・部分的に低い堤防の存置と二線堤の間の区域の水位が計画高水位を上回るまでは、二線堤により宅地等は浸水しない。	・河川整備基本方針レベルより大きな洪水が発生した場合、部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制による治水対策として想定した範囲を超過して浸水被害の発生の恐れが生じる。	・漆沢ダムかさ上げは、ダム流入量よりも放流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、簡砂子ダムかさ上げによる洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。 ・河川整備基本方針レベルより大きな洪水が発生した場合、部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制による治水対策として想定した範囲を超過して浸水被害の発生の恐れが生じる。	・簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編は、ダム流入量よりも放流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編による洪水調節効果は完全には発揮されないことがある。 ・河川整備基本方針レベルより大きな洪水が発生した場合、雨水貯留+浸透施設+水田等の保全対策による治水対策として想定した範囲を超過して浸水被害の発生の恐れが生じる。
	・局地的大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。	・局地的大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。	・局地的大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。	・局地的大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。	・局地的大雨がダム上流域で発生した場合、漆沢ダムかさ上げの容量を上回るまでは洪水調節が可能である。 ・局地的大雨が鳴瀬川の中・下流部で発生した場合は、流域の排水施設の能力を超過し内水氾濫の危険性が高まる。

鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討 総括整理表

治水対策案と 実施内容の概要	現計画(河川整備計画)	3つの目的を満足できる統合した治水対策	検証対象ダムの再編			既設ダムの活用と検証対象ダムの再編
	①	②	③	④	⑤	
	田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダム案	3つの目的を満足できる統合案	田川ダム及び洪水導水路+河道掘削案	筒砂子ダム+河道掘削案	筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路+河道掘削案	筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案
評価軸と評価の考え方	・ 筒砂子ダム （統合・効率化） ・筒砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム（既設）の容量再編	・ 筒砂子ダム （大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・ 筒砂子ダム （知事管理区間）：河道掘削	・ 筒砂子ダム （大臣管理区間）：河道掘削 ・ 筒砂子ダム （知事管理区間）：河道掘削	・ 筒砂子ダム （大臣管理区間）：河道掘削の追加 ・ 筒砂子ダム （知事管理区間）：河道掘削	・ 筒砂子ダム （大臣管理区間）：河道掘削 ・ 筒砂子ダム （知事管理区間）：河道掘削	・ 筒砂子ダム （既設）の容量再編
安全性 (被害軽減効果)	●段階的にどのように 安全性が確保されてい くのか (例えば5、10年 後)	【10年後】 ・田川ダム+洪水導水路及び筒砂子ダムは事業実施中であり、効果の発現は見込めないと想定される。 ・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管 理区間）から順次効果を発現していると想定される。	【10年後】 ・筒砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム（既設）との容量再編は事 業実施中であり、効果の発現は見込めないと想定される。	【10年後】 ・田川ダム+洪水導水路は事業実施中であり、効果の発現は見 込めないと想定される。 ・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管 理区間）から順次効果を発現していると想定される。	【10年後】 ・筒砂子ダムは事業実施中であり、効果の発現は見込めないと 想定される。 ・田川ダム+洪水導水路は事業実施中であり、効果の発現は見 込めないと想定される。 ・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管 理区間）から順次効果を発現していると想定される。	【10年後】 ・筒砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム（既設）との容量再編は事 業実施中であり、効果の発現は見込めないと想定される。 ・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管 理区間）から順次効果を発現していると想定される。
	【20年後】 ・田川ダム+洪水導水路は完成し、田川ダム+洪水導水路の 下流区間に効果を発現していると想定される。 ・また、筒砂子ダムはまだ完成しないため、効果の発現は見込 めないと想定される。	【20年後】 ・筒砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム（既設）との容量再編は事 業実施中であり、効果の発現は見込めないと想定される。 ・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管 理区間）から順次効果を発現していると想定される。	【20年後】 ・田川ダム+洪水導水路は完成し、ダム及び洪水導水路取水 口の下流区間に効果を発現していると想定される。 ・筒砂子ダムは事業実施中であり、効果の発現は見込めないと 想定される。 ・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管 理区間）から順次効果を発現していると想定される。	【20年後】 ・筒砂子ダムは事業実施中であり、効果の発現は見込めないと 想定される。 ・田川ダム+洪水導水路は事業実施中であり、効果の発現は見 込めないと想定される。 ・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管 理区間）から順次効果を発現していると想定される。	【20年後】 ・筒砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム（既設）との容量再編は事 業実施中であり、効果の発現は見込めないと想定される。 ・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管 理区間）から順次効果を発現していると想定される。	【20年後】 ・筒砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム（既設）との容量再編は事 業実施中であり、効果の発現は見込めないと想定される。 ・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間（大臣管 理区間）から順次効果を発現していると想定される。
	※予算の状況により変動する場合がある。	※予算の状況により変動する場合がある。	※予算の状況により変動する場合がある。	※予算の状況により変動する場合がある。	※予算の状況により変動する場合がある。	※予算の状況により変動する場合がある。
●どの範囲でどのよう な効果が確保されてい くのか (上下流や支川等にお ける効果)	・河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間ににおいては、河川 整備計画において想定している目標流量を計画高水位以下で 流すことができる。 ・河川整備計画（知事管理区間）の対象区間ににおいても河川整 備計画で目標としている、戦後の代表洪水である昭和24年9月 洪水が発生しても、家屋等浸水被害を発生させず流下させる。	・河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間ににおいては、治水 対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画（知事管理区間）の対象区間ににおいても治水対 策案①と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間ににおいては、治水 対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画（知事管理区間）の対象区間ににおいても治水対 策案①と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間ににおいては、治水 対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画（知事管理区間）の対象区間ににおいても治水対 策案①と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間ににおいては、治水 対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画（知事管理区間）の対象区間ににおいても治水対 策案①と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画（大臣管理区間）の対象区間ににおいては、治水 対策案①と同程度の安全を確保できる。

鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討 総括整理表

4/12

治水対策案と 実施内容の概要	河道改修による治水対策	新たな施設による治水対策	流域を中心とした治水対策		組合せ	
	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	河道掘削案	遊水地+河道掘削案	二線堤+河道掘削案	宅地かさ上げ+河道掘削案	漆沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削案	簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全案
評価軸と評価の考え方	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・遊水地(2遊水地) ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・漆沢ダム(既設)かさ上げ ・部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・簡砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム(既設)の容量再編 ・雨水貯留+浸透施設+水田等の保全
安全性 (被害軽減効果)	●段階的にどのように 安全度が確保されてい くのか (例えば5、10年 後)	【10年後】 ・遊水地は事業実施中であり、効果の発現は見込めな いと想定される。 ・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間 (大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定さ れる。	【10年後】 ・二線堤は事業実施中であり、効果の発現は見込めな いと想定される。 ・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間 (大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定さ れる。	【10年後】 ・地かさ上げ等は一部完成し、部分的に効果を発現し ていると想定される。 ・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間 (大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定さ れる。	【10年後】 ・漆沢ダム(既設)かさ上げは事業実施中であり、効果 の発現は見込めないと想定される。 ・地かさ上げ等は一部完成し、部分的に効果を発現し ていると想定される。	【10年後】 ・簡砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム(既設)との容量再 編は事業実施中であり、効果の発現は見込めないと想 定される。
	【20年後】 ・遊水地は完成し、遊水地の下流区間に効果を発揮し ていると想定される。 ※遊水地を整備することについて約60haの新たな用地 取得、及び農地が浸水することについて地域の合意形 成に要する期間は見込んでいない。	【20年後】 ・部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制 は完成し、その下流区間に効果を発揮していると想定さ れる。 ※部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制 の実施に伴う約32haの新たな用地取得、農地が浸水す ること及び農業生産や農地への影響等について地域の 合意形成に要する期間は見込んでいない。	【20年後】 ・部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ピロティ 建築等+土地利用規制は完成し、その下流区間に効 果を発揮していると想定される。 ※部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ピロ ティ建築等+土地利用規制の実施に伴う179戸の対象 家屋のかさ上げ、農地が浸水すること及び農業生産や 農地への影響等について地域の合意形成に要する期 間は見込んでいない。	【20年後】 ・部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ピロ ティ建築等+土地利用規制は完成し、その下流区間に効 果を発揮していると想定される。 ※部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ピロ ティ建築等+土地利用規制の実施に伴う179戸の対象 家屋のかさ上げ、農地が浸水すること及び農業生産や 農地への影響等について地域の合意形成に要する期 間は見込んでいない。	【20年後】 ・漆沢ダム(既設)かさ上げは事業実施中であり、効果 の発現は見込めないと想定される。 ※予算の状況により変動する場合がある。	【20年後】 ・簡砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム(既設)との容量再 編は事業実施中であり、効果の発現は見込めないと想 定される。
	・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間 (大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定さ れる。 ※予算の状況により変動する場合がある。	・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間 (大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定さ れる。 ※予算の状況により変動する場合がある。	・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間 (大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定さ れる。 ※予算の状況により変動する場合がある。	・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間 (大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定さ れる。 ※予算の状況により変動する場合がある。	・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間 (大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定さ れる。 ※予算の状況により変動する場合がある。	・河道掘削、築堤等の河道改修は、改修を行った区間 (大臣管理区間)から順次効果を発現していると想定さ れる。 ※予算の状況により変動する場合がある。
	●どの範囲でどのよう な効果が確保されてい くのか (上下流や支川等にお ける効果)	・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間において は、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても 治水対策案①と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間において は、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても 治水対策案①と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間において は、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・部分的に低い堤防と二線堤の間の地域では、水田等 は浸水し、他の案よりも農地の安全度が低い。	・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間において は、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・河川整備計画(知事管理区間)の対象区間においても 治水対策案①と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画(大臣管理区間)の対象区間において は、治水対策案①と同程度の安全を確保できる。 ・部分的に低い堤防を存置する区間の背後地域では、 水田等は浸水し、他の案よりも農地の安全度が低い。

鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討 総括整理表

治水対策案と実施内容の概要	現計画(河川整備計画)	3つの目的を満足できる統合した治水対策	検証対象ダムの再編			既設ダムの活用と検証対象ダムの再編	
	①	⑦	②	③	④	⑤	
	田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダム案	3つの目的を満足できる統合案	田川ダム及び洪水導水路+河道掘削案	筒砂子ダム+河道掘削案	筒砂子ダム規模拡大及び洪水導水路+河道掘削案	筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案	
	・鳴瀬川総合開発(田川ダム+洪水導水路) ・筒砂子ダム	(統合・効率化) ・筒砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム(既設)の容量再編	・鳴瀬川総合開発(田川ダム+洪水導水路) ・筒砂子ダム ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・筒砂子ダム ・筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路 ・筒砂子ダム(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・筒砂子ダム(知事管理区間):河道掘削	・筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路 ・筒砂子ダム(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・筒砂子ダム(知事管理区間):河道掘削	・筒砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム(既設)の容量再編	
評価軸と評価の考え方	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤	
コスト	●完成までに要する費用はどのくらいか ●維持管理に要する費用はどのくらいか ●その他(ダム中止に伴つて発生する費用等)の費用はどれくらいか	約1, 170億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び筒砂子ダム残事業費 約700億円(洪水調節分) 約440百万円/年 ※維持管理に要する費用は、田川ダム+洪水導水路及び筒砂子ダムの整備に伴う増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(河道掘削量約120万m ³)。	約1, 050億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び筒砂子ダムの効果量に相当する、3つの目的を満足する統合分 約580億円 約280百万円/年 ※維持管理に要する費用は、田川ダム及び洪水導水路+河道掘削案に伴う増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約120万m ³)は治水対策案①と同程度)。	約1, 440億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び筒砂子ダムの効果量に相当する筒砂子ダム+河道掘削 約670億円 約290百万円/年 ※維持管理に要する費用は、筒砂子ダム+河道掘削案に伴う増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約360万m ³)は治水対策案①よりも多い)。	約1, 140億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び筒砂子ダムの効果量に相当する筒砂子ダム+河道掘削 約810億円 約230百万円/年 ※維持管理に要する費用は、筒砂子ダム+河道掘削案に伴う増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約270万m ³)は治水対策案①よりも多い)。	約1, 280億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び筒砂子ダムの効果量に相当する筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路+河道掘削 約590億円 約250百万円/年 ※維持管理に要する費用は、筒砂子ダム規模拡大及び洪水導水路+河道掘削案に伴う増加分を計上した。 ・河道掘削を実施した区間において再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約190万m ³)は治水対策案①と同程度)。	約1, 050億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び筒砂子ダムの効果量に相当する筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編 約290百万円/年 ※維持管理に要する費用は、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案に伴う増加分を計上した。
実現性	●土地所有者等の協力の見通しはどうか なお、現時点では土地所有者等に説明を行っているとともに、共同事業者との調整が進んでいる。 【田川ダム+洪水導水路】 ・4戸の家屋移転 ・約70haの用地取得 【筒砂子ダム】 ・約120haの用地取得 ・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に併せて調整・実施していく必要がある(河道掘削量約120万m ³)。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ●他の関係者等との調整の見通しはどうか ・河道掘削、築堤等の河道改修(大臣管理区間)に伴う関係河川使用者との調整は、從来どおり実施していく必要がある。	・筒砂子ダム規模拡大の建設に際し、土地所有者等との合意形成が必要である。 なお、現時点では、筒砂子ダムを規模拡大する場合に新たに関係する土地所有者等に説明等は行っていない。 【筒砂子ダム規模拡大】 ・約150haの用地取得 ・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に併せて調整・実施していく必要がある(河道掘削量(約140万m ³)は治水対策案①と同程度)。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・筒砂子ダム(既設)との容量再編に向け、共同事業者や関係利水者との調整を行う必要がある。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【筒砂子ダム規模拡大】 ・国道及び林道の付替え 【筒砂子ダム】 ・国道及び林道の付替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	・田川ダム+洪水導水路建設に際し、土地所有者等との合意形成が必要である。 なお、現時点では筒砂子ダムを規模拡大する場合に新たに関係する土地所有者等に説明等は行っていない。 【田川ダム+洪水導水路】 ・4戸の家屋移転 ・約70haの用地取得 ・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に併せて調整・実施していく必要がある(河道掘削量(約140万m ³)は治水対策案①と同程度)。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・筒砂子ダム(既設)との容量再編に向け、共同事業者や関係利水者との調整は、從来どおり実施していく必要がある。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【筒砂子ダム】 ・国道及び林道の付替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	・筒砂子ダム建設に必要な用地取得は未実施である。 なお、現時点では筒砂子ダムを規模拡大する場合に新たに関係する土地所有者等に説明等は行っていない。 【筒砂子ダム】 ・約120haの用地取得 ・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に併せて調整・実施していく必要がある(河道掘削量(約140万m ³)は治水対策案①と同程度)。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・筒砂子ダム(既設)との容量再編に向け、共同事業者や関係利水者との調整は、從来どおり実施していく必要がある。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【筒砂子ダム】 ・国道及び林道の付替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	・筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路建設に際し、土地所有者等との合意形成が必要である。 なお、現時点では筒砂子ダムを規模拡大する場合に新たに関係する土地所有者等に説明等は行っていない。 【筒砂子ダム規模拡大】 ・約130haの用地取得 ・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に併せて調整・実施していく必要がある(河道掘削量(約140万m ³)は治水対策案①と同程度)。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・筒砂子ダム(既設)との容量再編に向け、共同事業者や関係利水者との調整は、從来どおり実施していく必要がある。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【筒砂子ダム】 ・国道及び林道の付替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	・筒砂子ダム規模拡大の建設に際し、土地所有者等との合意形成が必要である。 なお、現時点では筒砂子ダムを規模拡大する場合に新たに関係する土地所有者等に説明等は行っていない。 【筒砂子ダム規模拡大】 ・約140haの用地取得 ・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に併せて調整・実施していく必要がある(河道掘削量(約140万m ³)は治水対策案①と同程度)。 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・筒砂子ダム(既設)との容量再編に向け、共同事業者や関係利水者との調整は、從来どおり実施していく必要がある。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【筒砂子ダム】 ・国道及び林道の付替え ※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	

鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討 総括整理表

治水対策案と実施内容の概要	河道改修による治水対策	新たな施設による治水対策	流域を中心とした治水対策		組合せ	
	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
	河道掘削案	遊水地+河道掘削案	二線堤+河道掘削案	宅地かさ上げ+河道掘削案	漆沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削案	
評価軸と評価の考え方	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・遊水地(2遊水地) ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ビロティ建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・漆沢ダム(既設)かさ上げ ・部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ビロティ建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	
コスト	●完成までに要する費用はどのくらいか 約1,220億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する河道掘削 約750億円	約1,220億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する遊水地+河道掘削 約750億円	約1,590億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する二線堤+河道掘削 約1,120億円	約1,270億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する宅地かさ上げ+河道掘削 約810億円	約1,790億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する漆沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削 約1,320億円	約1,480億円 うち、田川ダム+洪水導水路及び簡砂子ダムの効果量に相当する簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全 約1,010億円
	●維持管理に要する費用はどのくらいか 約50百万円／年 ※維持管理に要する費用は、河道掘削案に伴う増加分を計上した。	約60百万円／年 ※維持管理に要する費用は、遊水地+河道掘削案に伴う増加分を計上した。	約100百万円／年 ※維持管理に要する費用は、二線堤+河道掘削案に伴う増加分を計上した。	約50百万円／年 ※維持管理に要する費用は、宅地かさ上げ+河道掘削案に伴う増加分を計上した。	約70百万円／年 ※維持管理に要する費用は、漆沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削案に伴う増加分を計上した。	約290百万円／年 ※維持管理に要する費用は、簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全に伴う増加分を計上した。
	・河道掘削を実施した区間ににおいて再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約430万m ³)は治水対策案①よりも多い)。	・河道掘削を実施した区間ににおいて再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約290万m ³)は治水対策案①よりも多い)。 ・上記の他に、部分的に低い堤防と二線堤の間の地域において、洪水後に堆積土砂等を撤去する費用が必要になる可能性がある。	・河道掘削を実施した区間ににおいて再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約360万m ³)は治水対策案①よりも多い)。 ・上記の他に、部分的に低い堤防と二線堤の間の地域において、洪水後に堆積土砂等を撤去する費用が必要になる可能性がある。	・河道掘削を実施した区間ににおいて再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約360万m ³)は治水対策案①よりも多い)。 ・上記の他に、部分的に低い堤防を存置する区間の背後地域において、洪水後に堆積土砂等を撤去する費用が必要になる可能性がある。	・河道掘削を実施した区間ににおいて再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約120万m ³)は治水対策案①よりも多い)。 ・上記の他に、遊水機能を有する土地及び部分的に低い堤防を存置する区間の背後地域において、洪水後に堆積土砂等を撤去する費用が必要になる可能性がある。	・河道掘削を実施した区間ににおいて再び堆積する場合、上記の他に掘削に係る費用が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量(約120万m ³)は治水対策案①よりも多い)。
	●その他(ダム中止)に伴う費用 伴って発生する費用:田川ダム及び簡砂子ダムの横坑閉塞費用に約61百万円程度必要と見込んでいる(費用は共同費ベース)。等)の費用はどれくらいか	【中止に伴う費用】 ・田川ダム及び簡砂子ダムの横坑閉塞費用に約61百万円程度必要と見込んでいる(費用は共同費ベース)。	【中止に伴う費用】 ・田川ダム及び簡砂子ダムの横坑閉塞費用に約61百万円程度必要と見込んでいる(費用は共同費ベース)。	【中止に伴う費用】 ・田川ダム及び簡砂子ダムの横坑閉塞費用に約61百万円程度必要と見込んでいる(費用は共同費ベース)。	【中止に伴う費用】 ・田川ダム及び簡砂子ダムの横坑閉塞費用に約61百万円程度必要と見込んでいる(費用は共同費ベース)。	【中止に伴う費用】 ・田川ダムの横坑閉塞費用に約30百万円程度必要と見込んでいる(費用は共同費ベース)。
実現性	●土地所有者等の協力の見通しはどうか	・從来堤防に守られてきた地域に遊水地を整備することは、地域にとってこれまで想定していなかったものであり、土地所有者等の合意形成が必要である。 なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等は行っていない。 【遊水地】 ・2戸の家屋移転 ・約60haの用地取得	・從来堤防に守られてきた地域に部分的に低い堤防の存置と二線堤による治水対策を行うことは、地域がこれまで想定していなかったものであり、土地所有者等の合意形成が必要である。 なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等は行っていない。 【二線堤】 ・8戸の家屋移転 ・約40haの用地取得	・從来堤防に守られてきた地域に部分的に低い堤防の存置と宅地かさ上げ等の治水対策を行うことは、地域がこれまで想定していなかったものであり、土地所有者等の合意形成が必要である。 なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等は行っていない。 【宅地のかさ上げ】 ・約250戸の対象家屋等のかさ上げ	・漆沢ダム(既設)かさ上げ(+4.0m)に伴い、新たに土地所有者等との合意形成が必要となる。 【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・約10haの用地取得	・簡砂子ダム規模拡大の建設に関し、土地所有者等との合意形成が必要である。 【簡砂子ダム規模拡大】 ・約140haの用地取得
	・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に併せて調整・実施していく必要がある(なお、河道掘削量(約430万m ³)は治水対策案①よりも多い)。	・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に併せて調整・実施していく必要がある(なお、河道掘削量(約290万m ³)は治水対策案①よりも多い)。	・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に併せて調整・実施していく必要がある(なお、河道掘削量(約360万m ³)は治水対策案①よりも多い)。	・河道改修は、築堤および河道掘削で対応することを基本としており、河道改修に伴い発生する用地取得等に係る土地所有者等の協力について、今後の事業進捗に併せて調整・実施していく必要がある(なお、河道掘削量(約360万m ³)は治水対策案①よりも多い)。	・河床改修は、漆沢ダム(既設)かさ上げ(+4.0m)に伴い、新たに土地所有者等との合意形成が必要となる。 【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・約50戸の対象家屋等のかさ上げ	・雨水貯留・浸透施設、水田等の保全等の流域対策の実施には、広範な土地所有者等との合意形成が必要である。
	【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得	【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得	【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得	【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得	【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得	・河床改修は、漆沢ダム(既設)かさ上げ(+4.0m)に伴い、新たに土地所有者等との合意形成が必要となる。 【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得
	●その他の関係者等との調整の見通しはどうか	・河床改修等の河床改修(大臣・知事管理区間)に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。 ・遊水地の新設に伴い、道路管理者や土地改良区等との調整が必要となる。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【遊水地】 ・県道等の付替え、道路乗り越し、用排水路の付替、鉄塔の移設	・河床改修等の河床改修(大臣・知事管理区間)に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。 ・部分的に低い堤防の存置に伴う浸水区域について、道路管理者や土地改良区等との調整が必要となる。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。 【二線堤】 ・県道等の付替え、道路乗り越し、用排水路の付替	・河床改修等の河床改修(大臣・知事管理区間)に伴う関係河川使用者との調整は、従来どおり実施していく必要がある。 ・部分的に低い堤防の存置に伴う浸水区域について、道路管理者や土地改良区等との調整が必要となる。 ・漆沢ダム(既設)かさ上げに向け、共同事業者や関係利水者等と調整を行わ必要がある。 ・以下に示す対応に関して、道路管理者等との調整が必要となる。	・漆沢ダム(既設)かさ上げに向け、共同事業者や関係利水者等と調整を行わ必要がある。 【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・林道付替	・漆沢ダム(既設)との容量再編に向け、共同事業者や関係利水者との調整を行わ必要がある。
		※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	※上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。

鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討 総括整理表

治水対策案と実施内容の概要	現計画(河川整備計画)	3つの目的を満足できる統合した治水対策	検証対象ダムの再編		既設ダムの活用と検証対象ダムの再編
	①	②	③	④	⑤
	田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダム案	田川ダム及び洪水導水路+河道掘削案	筒砂子ダム+河道掘削案	筒砂子ダム規模拡大及び洪水導水路+河道掘削案	筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案
評価軸と評価の考え方	・鳴瀬川総合開発(田川ダム+洪水導水路) ・筒砂子ダム	(統合・効率化) ・筒砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム(既設)の容量再編	・鳴瀬川総合開発(田川ダム+洪水導水路) ・筒砂子ダム ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・筒砂子ダム ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・筒砂子ダム ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路 ・筒砂子ダム ・漆沢ダム(既設)の容量再編 ・筒砂子ダム
実現性	●制度上の観点から実現性の見通しはどうか ・現行法制度のもとで治水対策案①を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで治水対策案②を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで治水対策案③を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで治水対策案④を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで治水対策案⑤を実施することは可能である。
持続性	●将来にわたって持続可能といえるか 【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	【筒砂子ダム規模拡大・漆沢ダム】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	【田川ダム+洪水導水路】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	【筒砂子ダム】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【河道整備】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	【筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。
柔軟性	●地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化に対する柔軟性に対する柔軟性はどうか 【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある(なお、河川掘削量は約120万m ³)。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム(既設)との容量再編 ・筒砂子ダムをさらに規模拡大して容量を増加させることは技術的に可能であるが、規模拡大には限界がある。また、利水参画者との調整が必要になる。 【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある(なお、河川掘削量は約120万m ³)は治水対策案①と同程度)。	【田川ダム+洪水導水路】 ・筒砂子ダムのかさ上げにより容量を増加させることは技術的に可能であるが、規模拡大には限界がある。また、利水参画者との調整が必要になる。 【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある(なお、河川掘削量は約360万m ³)は治水対策案①よりも多い)。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダムのかさ上げにより容量を増加させることは技術的に可能であるが、規模拡大には限界がある。また、利水参画者との調整が必要になる。 【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある(なお、河川掘削量は約270万m ³)は治水対策案①よりも多い)。	【筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路】 ・筒砂子ダムをさらに規模拡大して容量を増加させることは技術的に可能であるが、規模拡大には限界がある。また、利水参画者との調整が必要になる。 【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある(なお、河川掘削量は約190万m ³)は治水対策案①と同程度)。
地域社会への影響	●事業地及びその周辺への影響はどの程度か 【田川ダム+筒砂子ダム】 ・原石山工事や付替道路工事により隣接する地区で一部土地の改变を行うこととなる(田川ダム、筒砂子ダム)。	【筒砂子ダム】 ・約120haの用地取得 ・国道及び林道の付替え 【筒砂子ダム】 ・約120haの用地取得 ・国道及び林道の付替え ・渓水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる(田川ダム、筒砂子ダム)。 ・河道改修に伴い、以下の対応が必要となる。また施工時の土砂運搬により、必要に応じ騒音・振動対策等が必要になる。 【河道改修】 ・約140haの家屋移転 ・約80haの用地取得 ・約120万m ³ の掘削土砂運搬 ・2橋の橋梁架替 ※上記内閣については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	【筒砂子ダム】 ・約150haの用地取得 ・国道及び林道の付替え 【筒砂子ダム】 ・約120haの用地取得 ・国道及び林道の付替え ・渓水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる(田川ダム)。 ・河道改修に伴い、以下の対応が必要となる。また施工時の土砂運搬により、必要に応じ騒音・振動対策等が必要になる。 【河道改修】 ・約140haの家屋移転 ・約80haの用地取得 ・約360万m ³ の掘削土砂運搬 ・2橋の橋梁架替 ※上記内閣については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	【筒砂子ダム】 ・約120haの用地取得 ・国道及び林道の付替え 【筒砂子ダム】 ・約130haの用地取得 ・国道及び林道の付替え ・渓水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる(筒砂子ダム)。 ・河道改修に伴い、以下の対応が必要となる。また施工時の土砂運搬により、必要に応じ騒音・振動対策等が必要になる。 【河道改修】 ・約140haの家屋移転 ・約80haの用地取得 ・約920万m ³ の掘削土砂運搬 ・2橋の橋梁架替 ※上記内閣については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。	【筒砂子ダム】 ・約140haの用地取得 ・国道及び林道の付替え 【筒砂子ダム】 ・約130haの用地取得 ・国道及び林道の付替え ・渓水の影響等による地すべりの可能性の有無について確認が必要となる(筒砂子ダム)。 ・河道改修に伴い、以下の対応が必要となる。また施工時の土砂運搬により、必要に応じ騒音・振動対策等が必要になる。 【河道改修】 ・約140haの家屋移転 ・約80haの用地取得 ・約120万m ³ の掘削土砂運搬 ・2橋の橋梁架替 ※上記内閣については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。

鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討 総括整理表

評価軸と評価の考え方	治水対策案と実施内容の概要	河道改修による治水対策	新たな施設による治水対策	流域を中心とした治水対策	組合せ		
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
実現性	●法制度上の観点から実現性の見通しはどうか	【河道掘削案】 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	【遊水地+河道掘削案】 ・遊水地(2遊水地) ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	【二線堤+河道掘削案】 ・部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	【宅地かさ上げ+河道掘削案】 ・部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ビロティ建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	【漆沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削案】 ・漆沢ダム(既設)かさ上げ ・部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ビロティ建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	【簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全案】 ・簡砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム(既設)の容量再編 ・雨水貯留+浸透施設+水田等の保全
実現性	●技術上の観点から実現性の見通しはどうか	【河道掘削+築堤】 ・現行法制度のもとで治水対策案⑥を実施することは可能である。	【河道掘削+築堤】 ・現行法制度のもとで治水対策案⑦を実施することは可能である。	【河道掘削+築堤】 ・現行法制度のもとで治水対策案⑧を実施することは可能である。	【河道掘削+築堤】 ・現行法制度のもとで治水対策案⑨を実施することは可能である。	【河道掘削+築堤】 ・現行法制度のもとで治水対策案⑩を実施することは可能である。	【河道掘削+築堤】 ・現行法制度のもとで治水対策案⑪を実施することは可能である。
持続性	●将来にわたって持続可能といえるか	【遊水地】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【河道改修】 ・河道の掘削に伴い土砂堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	【二線堤】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績(堤防)もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【部分的に低い堤防の存置等】 ・私有地に対する平常時の土地利用上の制約、浸水時の堆積土砂除去や塵芥処理や補償に関する課題等から、土地利用規制を継続させるための関係者等の調整が必要となる。 【浸水範囲の警報や避難誘導等に関する防災のあり方等について関係者との調整が必要となる。】	【漆沢ダム】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【部分的に低い堤防の存置等】 ・私有地に対する平常時の土地利用上の制約、浸水時の堆積土砂除去や塵芥処理や補償に関する課題等から、土地利用規制を継続させるための関係者等の調整が必要となる。 【部分的に低い堤防の存置等】 ・私有地に対する平常時の土地利用上の制約、浸水時の堆積土砂除去や塵芥処理や補償に関する課題等から、土地利用規制を継続させるための関係者等の調整が必要となる。 【浸水範囲の警報や避難誘導等に関する防災のあり方等について関係者との調整が必要となる。】	【漆沢ダム】 ・既設のロックフィルダムである漆沢ダム(既設)かさ上げについては、今後、技術的が必要かどうか、施工中の運用はどうか等、技術的検討が必要と想定される。 【技術上の観点から実現性の陥路となる要素はない。】	【簡砂子ダム規模拡大、漆沢ダム】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。 【雨水貯留施設等の流域対策】 ・私有地に対する平常時の土地利用上の制約、浸水時の堆積土砂除去や塵芥処理や補償に関する課題等から、土地利用規制を継続させるための関係者等の調整が必要となる。 【雨水貯留施設等の流域対策】 ・私有地に対する平常時の土地利用上の制約、浸水時の堆積土砂除去や塵芥処理や補償に関する課題等から、土地利用規制を継続させるための関係者等の調整が必要となる。 【雨水貯留施設等の流域対策】 ・私有地に対する平常時の土地利用上の制約、浸水時の堆積土砂除去や塵芥処理や補償に関する課題等から、土地利用規制を継続させるための関係者等の調整が必要となる。 【雨水貯留施設等の流域対策】 ・私有地に対する平常時の土地利用上の制約、浸水時の堆積土砂除去や塵芥処理や補償に関する課題等から、土地利用規制を継続させるための関係者等の調整が必要となる。	
柔軟性	●地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか	【遊水地】 ・遊水地は貯水量を増やすため、掘削方式であるため、掘削等により比較的柔軟に対応することはできるが、掘削量には限界がある。	【二線堤】 ・二線堤のかさ上げや部分的に低い堤防と二線堤の間の水田等を買収した上で掘削が考えられるが、道路等の施設管理者や土地所有者の協力が必要となることから、柔軟に対応することは容易ではない。	【宅地のかさ上げ等】 ・部分的に低い堤防の背後地域の水田等を買収した上で掘削や宅地の再かさ上げ、新たな地区での宅地のかさ上げが考えられるが、道路等の施設管理者や土地所有者の協力が必要になることから柔軟に対応することは容易ではない。	【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・漆沢ダムをさらにかさ上げして容量を増加させることは技術的に可能であるが、かさ上げ高には限界がある。また、利水参画者との調整が必要になる。	【簡砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム(既設)の容量再編】 ・簡砂子ダムを規模拡大して容量を増加させることは技術的に可能であるが、規模拡大には限界がある。また、利水参画者との調整が必要になる。	
地域社会への影響	●事業地及びその周辺への影響はどの程度か	【遊水地】 ・河水を全面的に掘削して確保することは、農業収益減など、事業地周辺の経済を支える農業活動に影響を及ぼすと想定される。 【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することが可能であるが、掘削量には限界がある(なお、河道掘削量(約290万m³)は治水対策案⑪よりも多い)。	【二線堤】 ・2戸の家屋移転 ・約60haの用地取得 ・県道等の付替え、道路乗り越し、用排水路の付替、鉄塔の移設 【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することが可能であるが、掘削量には限界がある(なお、河道掘削量(約430万m³)は治水対策案⑪よりも多い)。	【宅地のかさ上げ】 ・部分的に低い堤防を存置する地区的水田等は、常に浸水の恐れがあるため、農業意欲の減退など事業地域周辺の生活に影響を及ぼすと想定される。 【二線堤】 ・2戸の家屋移転 ・約40戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・県道等の付替え、道路乗り越し、用排水路の付替 【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することが可能であるが、掘削量には限界がある(なお、河道掘削量(約360万m³)は治水対策案⑪よりも多い)。	【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・約10haの用地取得 ・林道代替 【宅地のかさ上げ】 ・約250戸の対象家屋等のかさ上げ 【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・約8haの用地取得 ・約360万m³の掘削土砂運搬 ・2橋の橋梁架替 【宅地のかさ上げ】 ・約250戸の対象家屋等のかさ上げ 【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・約8haの用地取得 ・約360万m³の掘削土砂運搬 ・2橋の橋梁架替 【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・約140haの用地取得 ・林道及び林道の付替え 【簡砂子ダム規模拡大】 ・約140haの用地取得 ・国道及び林道の付替え 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・約120万m³の掘削土砂運搬 ・2橋の橋梁架替 【河道改修】 ・約140戸の家屋移転 ・約8haの用地取得 ・約360万m³の掘削土砂運搬 ・2橋の橋梁架替 【河道改修】 ・原石工事や付替道路工事により隣接する地区で一部地形の変更を行ふこととなる(簡砂子ダム規模拡大)。	【簡砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全案】 ・簡砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム(既設)の容量再編 ・雨水貯留+浸透施設+水田等の保全	

*上記内容については、今後、設計等の進捗により変更が生じる可能性がある。

鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討 総括整理表

治水対策案と 実施内容の概要	現計画(河川整備計画)	3つの目的を満足できる統合した治水対策	検証対象ダムの再編			既設ダムの活用と検証対象ダムの再編
	①	②	③	④	⑤	
評価軸と評価の考え方	田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダム案	3つの目的を満足できる統合案	田川ダム及び洪水導水路+河道掘削案	筒砂子ダム+河道掘削案	筒砂子ダム規模拡大及び洪水導水路+河道掘削案	筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案
地域社会への影響	・鳴瀬川(大臣管理区間): 河道掘削+築堤 ・筒砂子ダム(既設)の容量再編	(結合・効率化) ・筒砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム(既設)の容量再編	・鳴瀬川(大臣管理区間): 河道掘削+築堤 ・筒砂子ダム(既設)の容量再編	・筒砂子ダム ・鳴瀬川(大臣管理区間): 河道掘削の追加 ・筒砂子ダム(既設)の容量再編	・筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路 ・筒砂子ダム(既設)の容量再編	・筒砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム(既設)の容量再編
●地域振興等に対する どのような効果があるか	・ダム湖(田川ダム、筒砂子ダム)を新たな観光資源とした地域振興の可能性がある一方でフォローアップが必要である。 ・下流域では、河川改修とあわせた治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。	・ダム湖(筒砂子ダム)を新たな観光資源とした地域振興の可能性がある一方でフォローアップが必要である。 ・下流域では、河川改修とあわせた治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。	・ダム湖(筒砂子ダム)を新たな観光資源とした地域振興の可能性がある一方でフォローアップが必要である。 ・下流域では、河川改修とあわせた治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。	・ダム湖(筒砂子ダム)を新たな観光資源とした地域振興の可能性がある一方でフォローアップが必要である。 ・下流域では、河川改修とあわせた治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。	・ダム湖(筒砂子ダム)を新たな観光資源とした地域振興の可能性がある一方でフォローアップが必要である。 ・下流域では、河川改修とあわせた治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。	・ダム湖(筒砂子ダム)を新たな観光資源とした地域振興の可能性がある一方でフォローアップが必要である。
●地域間の利害の衝衝 への配慮がなされている か	・田川ダム+洪水導水路及び筒砂子ダム新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衝衝の調整が必要となる。	・筒砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム(既設)との容量再編を新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衝衝の調整が必要となる。	・田川ダム+洪水導水路を新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衝衝の調整が必要となる。	・筒砂子ダムを新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衝衝の調整が必要となる。	・筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路を新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衝衝の調整が必要となる。	・筒砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム(既設)との容量再編を新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衝衝の調整が必要となる。
環境への影響	・河川改修は整備箇所と効果が発揮する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域の利害の不衝は生じない。 【田川ダム】 ・筒砂子ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では水温の変化、富栄養化等の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される	・河川改修は整備箇所と効果が発揮する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域の利害の不衝は生じない。 【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では水温の変化、富栄養化等の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される	・現河川整備計画は、他流域からの洪水量を鳴瀬川で受け入れる治水対策で、当地域の歴史的背景に沿ったものである。よって、現河川整備計画(治水対策案①)よりも河道配分流量が増大するため、地域の合意が必要。	・現河川整備計画は、他流域からの洪水量を鳴瀬川で受け入れる治水対策で、当地域の歴史的背景に沿ったものである。よって、現河川整備計画(治水対策案①)よりも河道配分流量が増大するため、地域の合意が必要。	・現河川整備計画は、他流域からの洪水量を鳴瀬川で受け入れる治水対策で、当地域の歴史的背景に沿ったものである。よって、現河川整備計画(治水対策案①)よりも河道配分流量が増大するため、地域の合意が必要。	・現河川整備計画は、他流域からの洪水量を鳴瀬川で受け入れる治水対策で、当地域の歴史的背景に沿ったものである。よって、現河川整備計画(治水対策案①)よりも河道配分流量が増大するため、地域の合意が必要。
●生物の多様性の確保 及び流域の自然環境全 ての影響があるか	【田川ダム】 ・動植物の生態・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生態・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム完成後には、貴重種は含まれておらず、また、消失する森林群落や植物群落にも貴重な群落はなく、影響は少ないと考えられる。 【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化はないと想定される。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では水温の変化、富栄養化等の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される。 【漆沢ダム】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編による影響は小さいと想定される。 【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化はないと想定される。	【田川ダム】 ・筒砂子ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では水温の変化、富栄養化等の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される 【漆沢ダム】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編による影響は小さいと想定される。 【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化はないと想定される。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では水温の変化、富栄養化等の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される 【漆沢ダム】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編による影響は小さいと想定される。 【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化はないと想定される。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では水温の変化、富栄養化等の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される 【漆沢ダム】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編による影響は小さいと想定される。 【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化はないと想定される。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測では水温の変化、富栄養化等の可能性があり、選択取水設備等の環境保全措置が必要と想定される 【漆沢ダム】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編による影響は小さいと想定される。 【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化はないと想定される。
	【田川ダム】 ・動植物の生態・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生態・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム(既設)の容量再編により、動植物の生態・生育環境への影響は小さいと想定される。 【河道改修】 ・河道改修により、動植物の生態・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム(既設)の容量再編により、動植物の生態・生育環境への影響は小さいと想定される。 【漆沢ダム】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編により、動植物の生態・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。	【田川ダム】 ・筒砂子ダム(既設)の容量再編により、動植物の生態・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生態・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 【漆沢ダム】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編により、動植物の生態・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム(既設)の容量再編により、動植物の生態・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生態・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 【漆沢ダム】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編により、動植物の生態・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム(既設)の容量再編により、動植物の生態・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生態・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 【漆沢ダム】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編により、動植物の生態・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム(既設)の容量再編により、動植物の生態・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じ、生態・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。 【漆沢ダム】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編により、動植物の生態・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。

鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討 総括整理表

10/12

評価軸と評価の考え方	治水対策案と実施内容の概要	河道改修による治水対策	新たな施設による治水対策	流域を中心とした治水対策	組合せ	
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	河道掘削案	遊水地+河道掘削案	二線堤+河道掘削案	宅地かさ上げ+河道掘削案	漆沢ダム(既設)かさ上げ	筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全案
	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・遊水地(2遊水地) ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・漆沢ダム(既設)かさ上げ ・部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ+ピロティ建築等+土地利用規制 ・筒砂子ダム(既設)の容量再編 ・雨水貯留+浸透施設+水田等の保全	・筒砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム(既設)の容量再編 ・雨水貯留+浸透施設+水田等の保全
	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削+築堤
地域社会への影響	●地域振興等に対してどのような効果があるか ・河川改修による治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。	・遊水地内の土地については、買収した上で計画的に湛水されることとなるため、土地利用の自由度は限られる。 ・河川改修による治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。	・部分的に低い堤防から二線堤までの区域については、土地利用上、大きな制約となる。 ・河川改修による治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。	・部分的に低い堤防を存置する区間の背後地域については、土地利用上、大きな制約となる。 ・河川改修による治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。	・部分的に低い堤防を存置する区間の背後地域については、土地利用上、大きな制約となる。 ・下流地域では、河川改修とあわせた治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。	・ダム湖(筒砂子ダム)を新たな観光資源とした地域振興の可能性がある一方でフォローアップが必要である。 ・下流地域では、河川改修とあわせた治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルの顕在化の契機にはなり得る。
	●地域間の利害の衝平への配慮がなされているか	・遊水地では建設地付近で用地の提供等を伴い、受益地が下流域であるのが一般的である。 ・新たに遊水地を整備する地域では、従来から堤防整備が進められていた地域に計画的に湛水させるため、土地利用の自由度が限定的になることから、下流域周辺地域との間で利害の衝平に係る調整が必要と想定される。	・部分的に低い堤防を存置する地区は、周辺地区に比較して浸水の危険性が高くなる。 ・当該地域では隣接流域も含めた地域全体でこれまでの治水対策が行われてきた歴史的背景から、鳴瀬川沿川の一部で浸水の危険性が高まる治水対策が地域に受け入れられるのは困難と想定される。	・部分的に低い堤防を存置する地区は、周辺地区に比較して浸水の危険性が高くなる。 ・当該地域では隣接流域も含めた地域全体でこれまでの治水対策が行われてきた歴史的背景から、鳴瀬川沿川の一部で浸水の危険性が高まる治水対策が地域に受け入れられるのは困難と想定される。	・部分的に低い堤防を存置する地区は、周辺地区に比較して浸水の危険性が高くなる。 ・当該地域では隣接流域も含めた地域全体でこれまでの治水対策が行われてきた歴史的背景から、鳴瀬川沿川の一部で浸水の危険性が高まる治水対策が地域に受け入れられるのは困難と想定される。	・筒砂子ダム規模拡大及び漆沢ダム(既設)との容量再編を新たに建設するため、用地の提供等を強いられる水源地域や事業地と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衝平の調整が必要となる。
	・現河川整備計画は、他流域からの洪水量を鳴瀬川で受け入れる治水対策で、当地域の歴史的背景に沿ったものである。よって、現河川整備計画(治水対策案①)よりも河道配分流量が増大するため、地域の合意が必要。 ・河道改修は整備箇所と効果が発揮する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域の利害の不均衡は生じない。	・現河川整備計画は、他流域からの洪水量を鳴瀬川で受け入れる治水対策で、当地域の歴史的背景に沿ったものである。よって、現河川整備計画(治水対策案①)よりも河道配分流量が増大するため、地域の合意が必要。 ・現河川整備計画は、他流域からの洪水量を鳴瀬川で受け入れる治水対策で、当地域の歴史的背景に沿ったものである。よって、現河川整備計画(治水対策案①)よりも河道配分流量が増大するため、地域の合意が必要。	・現河川整備計画は、他流域からの洪水量を鳴瀬川で受け入れる治水対策で、当地域の歴史的背景に沿ったものである。よって、現河川整備計画(治水対策案①)よりも河道配分流量が増大するため、地域の合意が必要。	・現河川整備計画は、他流域からの洪水量を鳴瀬川で受け入れる治水対策で、当地域の歴史的背景に沿ったものである。よって、現河川整備計画(治水対策案①)よりも河道配分流量が増大するため、地域の合意が必要。	・現河川整備計画は、他流域からの洪水量を鳴瀬川で受け入れる治水対策で、当地域の歴史的背景に沿ったものである。よって、現河川整備計画(治水対策案①)よりも河道配分流量が増大するため、地域の合意が必要。	・雨水貯留施設等や水田等の保全による流域対策の対象区域と受益する関係者との間で、利害の衝平に係る調整が必要と想定される。
環境への影響	●水環境に対してどのような影響があるか	【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化ないと想定される。	【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化ないと想定される。	【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化ないと想定される。	【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化ないと想定される。	【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・漆沢ダム(既設)のかさ上げにより、水温が変化す可能性があり、環境保全措置が必要と想定される。
	●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか	【造水地】0.6km ² (湛水面積) ・現地で水田等が広がる地域で周囲堤の築堤及び地内掘削により一部の水田が消失し、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。	【二線堤】 ・現地で水田等が広がる地域で二線堤の築堤箇所で一部の水田等が消失し、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。	【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。	【漆沢ダム(既設)の容量再編】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編による影響は小さいと想定される。	【漆沢ダム(既設)の容量再編】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編による影響は小さいと想定される。
	【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化ないと想定される。	【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化ないと想定される。	【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化ないと想定される。	【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化ないと想定される。	【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化ないと想定される。	【河道改修】 ・河道改修により、水量や水質に変化ないと想定される。
	【河道改修】 ・河道掘削、約80ha(約430万m ³) ・河道掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。なお、治水対策案①に比較し掘削規模が大きいため、規模に応じた環境保全措置を検討する必要があると想定される。	【河道改修】 ・河道掘削、約70ha(約290万m ³) ・河道掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。なお、治水対策案①に比較し掘削規模が大きいため、規模に応じた環境保全措置を検討する必要があると想定される。	【河道改修】 ・河道掘削、約80ha(約360万m ³) ・河道掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、掘削断面の工夫等環境保全措置を検討する必要があると想定される。なお、治水対策案①に比較し掘削規模が大きいため、規模に応じた環境保全措置を検討する必要があると想定される。	【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。	【漆沢ダム(既設)の容量再編】 ・筒砂子ダム規模拡大1.4km ² (湛水面積) ・動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、生息・生育環境の整備や移植等環境保全措置を講じる必要があると想定される。	【漆沢ダム(既設)の容量再編】 ・筒砂子ダム規模拡大1.4km ² (湛水面積) ・動植物の生息・生育環境への影響は小さいと想定される。
				【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。	【漆沢ダム(既設)の容量再編】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編により、動植物の生息・生育環境への影響は小さいと想定される。	【漆沢ダム(既設)の容量再編】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編により、動植物の生息・生育環境への影響は小さいと想定される。
				【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて、生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。	【漆沢ダム(既設)の容量再編】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編により、動植物の生息・生育環境への影響は小さいと想定される。	【漆沢ダム(既設)の容量再編】 ・漆沢ダム(既設)の容量再編により、動植物の生息・生育環境への影響は小さいと想定される。

鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討 総括整理表

11/12

治水対策案と 実施内容の概要	現計画(河川整備計画)	3つの目的を満足できる統合した治水対策				検証対象ダムの再編	既設ダムの活用と検証対象ダムの再編	
		①	②	③	④			
		田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダム案	3つの目的を満足できる統合案	田川ダム及び洪水導水路+河道掘削案	筒砂子ダム+河道掘削案	筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路+河道掘削案	筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案	
評価軸と評価の考え方	・鳴瀬川総合開発(田川ダム+洪水導水路) ・筒砂子ダム	(統合・効率化) ・筒砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム(既設)の容量再編	・鳴瀬川総合開発(田川ダム+洪水導水路) ・筒砂子ダム(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・筒砂子ダム ・筒砂子ダム(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・筒砂子ダム(知事管理区間):河道掘削	・筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路 ・筒砂子ダム(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・筒砂子ダム(知事管理区間):河道掘削	・筒砂子ダム規模拡大 ・筒砂子ダム(既設)の容量再編	筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編	
環境への影響	●土砂流動はどう変化するか ・下流河川・海岸に田川ダム直下の田川では、流況の変化による河床材料の粗粒化が想定される。また、筒砂子ダム下流の筒砂子川では、河床材料の粗粒化等が生じる可能性がある。	【筒砂子ダム規模拡大】 ・現計画の筒砂子ダムと比較して、ダム貯水池内に洪水が滞留する時間は長くなると考えられ、下流への土砂供給が変化する可能性はあるが、その影響は小さいと想定される。	【田川ダム】 ・田川ダム直下の田川では、流況の変化による河床材料の粗粒化が想定される。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム直下の筒砂子川では、河床材料の粗粒化等が生じる可能性がある。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム規模拡大+洪水導水路 ・筒砂子ダム(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・筒砂子ダム(知事管理区間):河道掘削	【筒砂子ダム規模拡大】 ・現計画の筒砂子ダムと比較して、ダム貯水池内に洪水が滞留する時間は長くなると考えられ、下流への土砂供給が変化する可能性はあるが、その影響は小さいと想定される。	【筒砂子ダム規模拡大】 ・現計画の筒砂子ダムと比較して、ダム貯水池内に洪水が滞留する時間は長くなると考えられ、下流への土砂供給が変化する可能性はあるが、その影響は小さいと想定される。	【筒砂子ダム規模拡大】 ・現計画の筒砂子ダムと比較して、ダム貯水池内に洪水が滞留する時間は長くなると考えられ、下流への土砂供給が変化する可能性はあるが、その影響は小さいと想定される。
	・田川及び鳴瀬川では、流況の変化による河床高の変化は小さいと想定される。	【漆沢ダム(既設)の容量再編】 ・容量再編により、平時に流水を貯留せず、また洪水時には貯水池内で洪水が滞留する時間が長くなると考えられることから、下流への土砂供給が変化すると想定される。	【田川及び鳴瀬川】 ・田川及び鳴瀬川では、流況の変化による河床高の変化は小さいと想定される。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム直下の筒砂子川では、河床材料の粗粒化等が生じる可能性がある。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム直下の筒砂子川では、河床材料の粗粒化等が生じる可能性がある。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム直下の筒砂子川では、河床材料の粗粒化等が生じる可能性がある。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム直下の筒砂子川では、河床材料の粗粒化等が生じる可能性がある。	【筒砂子ダム】 ・筒砂子ダム直下の筒砂子川では、河床材料の粗粒化等が生じる可能性がある。
	【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間ににおいて再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約120万m ³)。	【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間ににおいて再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約120万m ³)。	【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間ににおいて再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約360万m ³)。	【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間ににおいて再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約270万m ³)。	【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間ににおいて再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約190万m ³)。	【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間ににおいて再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約120万m ³)。	【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間ににおいて再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約120万m ³)。	【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間ににおいて再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約120万m ³)。
	●景観、人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。 ・ダム堤体及び付替道路等により景観が変化すると想定されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。	【田川ダム】 ・ダム堤体及び付替道路等により景観が変化すると想定されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。	【筒砂子ダム】 ・ダム堤体及び付替道路等により景観が変化すると想定されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。	【田川ダム】 ・ダム堤体及び付替道路等により景観が一変するため、周辺景観との違和感を和らげる必要があることから、造成法面に植栽緑化を行い、開発による景観への影響を最小限となるよう努める。	【筒砂子ダム】 ・ダム堤体及び付替道路等により景観が変化すると想定されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。	【筒砂子ダム】 ・ダム堤体及び付替道路等により景観が変化すると想定されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。	【筒砂子ダム】 ・ダム堤体及び付替道路等により景観が変化すると想定されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。	【筒砂子ダム】 ・ダム堤体及び付替道路等により景観が変化すると想定されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。
	・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。 【筒砂子ダム】 ・ダム堤体及び貯水池の出現により、景観が一変するため、周辺景観との違和感を和らげる必要があることから、造成法面に植栽緑化を行い、開発による景観への影響を最小限となるよう努める。	【筒砂子ダム】 ・ダム堤体及び付替道路等により景観が一変するため、周辺景観との違和感を和らげる必要があることから、造成法面に植栽緑化を行い、開発による景観への影響を最小限となるよう努める。						
	【河道改修】 ・築堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。	【河道改修】 ・築堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。	【河道改修】 ・築堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。	【河道改修】 ・築堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。	【河道改修】 ・築堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。	【河道改修】 ・築堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。	【河道改修】 ・築堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。	【河道改修】 ・築堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。
●その他								

鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討 総括整理表

12/12

治水対策案と 実施内容の概要	河道改修による治水対策	新たな施設による治水対策	流域を中心とした治水対策		組合せ	
	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	河道掘削案	遊水地+河道掘削案	二線堤+河道掘削案	宅地かさ上げ+河道掘削案	漆沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削案	筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全案
評価軸と評価の考え方	・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・遊水地(2遊水地) ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・部分的に低い堤防の存置+二線堤+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ・ピロティ建築等+土地利用規制 ・鳴瀬川(大臣管理区間):河道掘削の追加 ・鳴瀬川(知事管理区間):河道掘削	・漆沢ダム(既設)かさ上げ ・部分的に低い堤防の存置+宅地のかさ上げ・ピロティ建築等+土地利用規制 ・漆沢ダム(既設)の容量再編 ・雨水貯留・浸透施設+水田等の保全	筒砂子ダム規模拡大 ・漆沢ダム(既設)の容量再編 ・雨水貯留・浸透施設+水田等の保全
環境への影響	●土砂流動はどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか	【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間において再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約430万m ³)。	【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間において再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約290万m ³)。	【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間において再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約360万m ³)。	【河道改修】 ・河道掘削を実施した区間において再び土砂が堆積する場合は、掘削が必要となる可能性がある(なお、河道掘削量は約360万m ³)。	【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・現状の漆沢ダムと比較して、ダム貯水池内で洪水が滞留する時間は長くなると考えられるが、かさ上げ後の平常時の水位は現状と変わらないことから、下流への影響は小さいと想定される。 【漆沢ダム(既設)の容量再編】 ・容量再編により、平常時に流水を貯留せず、また洪水時には貯水池内で洪水が滞留する時間が長くなると考えられることから、下流への土砂供給が変化すると想定される。 ・鳴瀬川では、流況の変化による河床高の変化は小さないと想定される。
	●景観、人と自然との豊かなふれあいにどのような影響があるか	【遊水地】 ・現状で水田等が広がる地区に対して、周囲堤と水田等からなる遊水地になり、景観が変化すると想定される。 ・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。	【二線堤】 ・現状で水田等が広がる地区に対して、二線堤が築造され景観が変化すると想定される。 ・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。	・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。	【漆沢ダム(既設)かさ上げ】 ・ダム堤体のかさ上げや付替道路等により景観が変化すると想定されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。 ・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。	【筒砂子ダム規模拡大】 ・ダム堤体及び付替道路等により景観が変化するため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講じる必要があると想定される。 ・人と自然との豊かなふれあいの場への影響は小さいと想定される。
	・兼堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。	【河道改修】 ・兼堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。	【河道改修】 ・兼堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。	・兼堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。	【河道改修】 ・兼堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。	【河道改修】 ・兼堤(既存暫定堤防のかさ上げ)及び河道掘削により、現堤防に沿った範囲及び高水敷において景観の変化が想定される。
●その他	【遊水地】 ・遊水地においては、洪水発生後、洪水で運ばれた土砂やゴミ等の処理が必要となる。	【部分的に低い堤防の存置】 ・部分的に低い堤防から新たな堤防(二線堤)までの地域においては、洪水発生後、洪水で運ばれた土砂やゴミ等の処理が必要となる。	【部分的に低い堤防の存置】 ・部分的に低い堤防の存置による浸水予定区域においては、洪水発生後、洪水で運ばれた土砂やゴミ等の処理が必要となる。	【部分的に低い堤防の存置】 ・部分的に低い堤防の存置による浸水予定区域においては、洪水発生後、洪水で運ばれた土砂やゴミ等の処理が必要となる。	【部分的に低い堤防の存置】 ・部分的に低い堤防の存置による浸水予定区域においては、洪水発生後、洪水で運ばれた土砂やゴミ等の処理が必要となる。	

【「3つの目的を満足できる統合案」を加えた目的別の総合評価<洪水調節>】

- 「田川ダム及び洪水導水路と筒砂子ダム案」、「3つの目的を満足できる統合案」、「田川ダム及び洪水導水路+河道掘削案」、「筒砂子ダム+河道掘削案」、「筒砂子ダム規模拡大及び洪水導水路+河道掘削案」、「筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案」、「河道掘削案」、「遊水地+河道掘削案」、「二線堤+河道掘削案」、「宅地かさ上げ+河道掘削案」、「漆沢ダムかさ上げ+宅地かさ上げ+河道掘削案」、「筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編+雨水貯留+水田等の保全案」の12案について、7つの評価軸（安全度、コスト、持続性、柔軟性、実現性、地域社会への影響、環境への影響）ごとの評価は総括整理表に示すとおりである。
- ダム事業の検証に係わる検討に関する再評価実施要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i) 目的別の総合評価」(別紙)に基づき、目的別の総合評価(洪水調節)を行った。
- 目的別の総合評価(洪水調節) (案)

- 1) 一定の「安全度」(河川整備計画の目標流量[三本木地点3,400m³/s])を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「3つの目的を満足できる統合案」であり、次いで「筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダムとの容量再編案」、「筒砂子ダム+河道掘削案」、「河道掘削案」、「遊水地+河道掘削案」である。
- 2) 「時間的な観点からみた実現性」として、10年後、20年後に完全に効果を発揮している案はないが、「河道掘削案」および「遊水地+河道掘削案」については、他案に比べて早期に効果を発揮していると想定される。
- 3) 「環境への影響」については「3つの目的を満足できる統合案」の筒砂子ダム建設に伴う影響が予測されるものの、その影響は環境保全措置の実施によりできる限り回避・低減されると考えられることから、「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」の各評価軸を含め、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、洪水調節において有利な案は「3つの目的を満足できる統合案」、「河道掘削案」、「遊水地+河道掘削案」である。

⑤総合的な評価の考え方

i) 目的別の総合評価

洪水調節を例に、目的別の総合評価の考え方を以下に示す。

①に示すように検証対象ダム事業等の点検を行い、これを踏まえて①に掲げる治水対策案の立案や③に掲げる各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を行う。

③に掲げる評価軸についてそれぞれ的確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下の
ような考え方で目的別の総合評価を行う。

1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。

2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。

3)最終的には、環境や地域への影響を含めて③に示す全ての評価軸により、総合的に評価する。

特に、複数の治水対策案の間で「コスト」の差がわずかである場合等は、他の評価軸と併せて十分に検討することとする。

なお、以上の考え方によらずに、特に重視する評価軸により評価を行う場合等は、その理由を明示する。

新規利水、流水の正常な機能の維持等についても、洪水調節における総合評価の考え方と同様に目的別の総合評価を行う。

なお、目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討する。

ii) 検証対象ダムの総合的な評価

i) の目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行う。目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しない場合は、各目的それぞれの評価結果やそれぞれの評価結果が他の目的に与える影響の有無、程度等について、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘定して評価する。検討主体は、総合的な評価を行った結果とともに、その結果に至った理由等を明示する。

※ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目より抜粋